

執筆者：

E-mail [五十嵐 チカ](#)E-mail [水井 大](#)

1. はじめに

2022年6月3日に「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第61号。以下「令和4年資金決済法等改正法」といいます。また、当該法律における改正後の資金決済に関する法律を「改正後資金決済法」といいます。）が成立しました¹。令和4年資金決済法等改正法は、①デジタルマネー類似型のステーブルコイン（電子決済手段）、②金融機関等による取引モニタリング等の共同化、③前払式支払手段のうち高額のチャージや移転が可能なもの（高額電子移転可能型前払式支払手段）への対応を目的としたものです。

このニューズレター（以下「本 NL」といいます。）では、令和4年資金決済法等改正法のうち上記②の仕組みを担う「為替取引分析業」について、2022年12月26日に公表された下記（2023年1月31日までパブリック・コメント手続き中。）²に基づき概説します。

- ・ 資金決済に関する法律施行令案（以下「政令案」といいます。）
- ・ 為替取引分析業者に関する内閣府令案（以下「内閣府令案」といいます。）
- ・ 為替取引分析業者に関する命令案（以下「命令案」といいます。）
- ・ 為替取引分析業者向けの総合的な監督指針案（以下「監督指針案」といいます。）

令和4年資金決済法等改正法が、これに関連する政令・府省令・監督指針とともに施行されることになるのは、公布の日から起算して1年を超えない範囲内（令和5年6月10日までの間）で政令で定める日からになります³。もっとも、施行の際に、現に為替取引分析業を行っている者は、施行日から起算して1年間は当該為替取引分析業を行うことが可能です⁴。

2. 令和4年資金決済法等改正法の背景

金融機関等は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト財産凍結法」といいます。）⁵に基づき、経済制裁対象者に対する支払等の制限を遵守し、適法性の確認を行う中で、「取引フィルタリング」の実施が求められます。また、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）に基づき、特定事業者の義務とされている疑わしい取引の届出の要否を判断するために、「取引モニタリング」の実施も求められます。

¹ [安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律](#)

² [令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について](#)

³ 令和4年資金決済法等改正法附則第1条。

⁴ 令和4年資金決済法等改正法附則第4条。

⁵ 「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第97号。）が2022年12月2日に成立したことを受け、同法第9条で定義される「公告国際テロリスト」は「財産凍結等対象者」と改められることとなりますが、本 NL では「公告国際テロリスト」の名称を前提に、解説しています。同改正に関する当事務所のニューズレターとして「[FATF 勧告対応法の概要－マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る国際基準対応に向けた法改正（2022年12月27日号）](#)」をご参照ください。

金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に関する FAQ⁶では、以下のように説明されており、金融機関等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「AML/CFT」といいます。)において、個々の顧客に着目して行う顧客管理と組合せて実施し、リスク低減措置の実効性を高めることが求められています。

- ・ 「取引フィルタリング」: 取引前やリストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について反社会的勢力や制裁対象者等のリストとの照合を行うことなどを通じて、反社会的勢力等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法
- ・ 「取引モニタリング」: 過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法

このように、取引フィルタリング及び取引モニタリングの高度化・効率化は喫緊の課題ですが、他方で、FATF(金融活動作業部会)の第 4 次対日相互審査報告書では、取引モニタリングにおける誤検知率の高さ等の課題が指摘され⁷、また、金融機関等が個別に対応することに伴う実務作業コストや費用対効果の観点も課題とされていました。こうした背景から「金融審議会 資金決済ワーキング・グループ 報告」(以下「WG 報告書」といいます。)では、リスクベース・アプローチの考え方の下でリスクが高いとされる為替取引を共同化の対象取引とし、一定以上の規模等の共同機関に対する業規制を導入することで、取引フィルタリング及び取引モニタリング業務の質を確保する基本的な枠組みが示されました⁸。令和 4 年資金決済法等改正法では、かかる枠組みに従い、共同機関が行う業務を「為替取引分析業」として定義し、業規制が導入されています。

3. 為替取引分析業の内容

(1) 定義

為替取引分析業は、複数の金融機関等(銀行等その他の政令で定める者をいう。)の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引(これに準ずるものとして主務省令で定めるものも含む。)に関し、改正後資金決済法第 2 条第 18 項第 1 号から第 3 号に係る業務のいずれかを業として行うことと定義されています⁹。

改正後資金決済法第 2 条第 18 項で定められている第 1 号から第 3 号の具体的な業務内容は、監督指針案でも言及があり、概要【図表 1】のとおりです。このうち第 1 号及び第 2 号に規定された業務がいわゆる取引フィルタリング、第 3 号に規定された業務がいわゆる取引モニタリングにあたります。

この点、監督指針案では、一号業務又は二号業務の取引フィルタリングにおいて、事業者が、顧客等の氏名(通称を含む。)、商号又は名称のみを用いて制裁対象者等との照合を行うにとどまる場合には、為替取引分析業の業務運営の質を確保すると業規制の目的に照らし、一号業務又は二号業務に規定する分析の水準を満たさず、為替取引分析業に該当しないとされています¹⁰。

⁶ 金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」(2022 年 3 月改訂版)70 頁。

⁷ 2021 年 8 月「FATF(金融活動作業部会)による第 4 次対日相互審査報告書の公表について」報告書パラグラフ 368 で「現在導入されている IT ツールの有効性は、大量のアラートが発生し、誤検知の平均比率が最大 99%にのぼっている」と指摘がされています。

⁸ 2022 年 1 月 11 日「金融審議会 資金決済ワーキング・グループ 報告」。なお、WG 報告書のうち本 NL に関連する当事務所のニュースレターとして「金融審議会 資金決済 WG 報告の概要: 銀行等及び資金移動業者による AML/CFT 業務の共同化(2022 年 1 月 26 日号)」をご参照ください。

⁹ 改正後資金決済法第 2 条第 18 項各号。

¹⁰ 監督指針案 91 頁。

【図 1】

改正後資金決済法第 2 条第 18 項各号の区分	為替取引分析業として想定される具体的業務	監督指針案における言及
一号業務	当該為替取引が外為法第 17 条各号(同法第 17 条の 3 その他政令で定める規定において準用する場合を含む。)に掲げる支払等(同法第 8 条に規定する支払等をいう。)に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること ¹¹ 。	<p>具体的には、為替取引が外為法第 17 条各号に掲げる支払等に係る為替取引に該当するかどうか等について、当該為替取引に係る顧客等の氏名(通称を含む。)、商号又は名称や住所等の必要情報(財務省「外国為替検査ガイドライン」における必要情報をいう。)等も勘案して、制裁対象との照合を行い、当該照合結果を含む分析の結果を委託元金融機関等に還元することが想定されます。</p>
二号業務	当該為替取引が国際テロリスト財産凍結法第 9 条に規定する公告国際テロリストその他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること ¹³ 。	
三号業務	当該為替取引について犯収法第 8 条第 1 項の規定による判断を行うに際し必要となる分析を行い、その結果を当該金融機関等に通知すること ¹⁴ 。	<p>具体的には、疑わしい取引の届出に係る判断を行うに際して、為替取引に関し、委託元金融機関等における取引時確認の結果や当該取引の態様等の内容を勘案し、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該取引の態様と委託元金融機関等が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較、 ✓ 当該取引の態様と委託元金融機関等が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較、 ✓ 当該取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他委託元金融機関等が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性など¹⁵に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則で定める方法により確認等を行うことが想

¹¹ 改正後資金決済法第 2 条第 18 項第 1 号。

¹² 一号業務に関し、外為法上で適法性の確認義務が課されているのは、銀行等の預貯金取扱金融機関(外為法第 17 条)に加え、同条が準用されることによって資金移動業者(外為法第 17 条の 3)及び暗号資産交換業者(外為法第 17 条の 4)も含まれています。暗号資産交換業者への準用を定める外為法第 17 条の 4 は、2022 年 4 月 20 日に成立し公布された外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律により加えられたもので、同年 5 月 10 日より施行されています。また外為法上の「銀行等」には、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会などが含まれています(外国為替例第 6 条の 2 第 1 項各号)。

¹³ 改正後資金決済法第 2 条第 18 項第 2 号。

¹⁴ 改正後資金決済法第 2 条第 18 項第 3 号。

¹⁵ 犯収法施行規則第 26 条各号に定める項目と一致します。

	定されます ¹⁶ 。
--	-----------------------

(出所)本改正案及び監督指針案をもとに筆者ら作成

(2) 為替取引分析業に係る委託元

為替取引分析業の委託元は、改正後資金決済法第2条第18項で「金融機関等(銀行等その他の政令で定める者をいう。)」とされ、これを受けて政令案では「法第2条第18項に規定する政令で定める者は、銀行等とする。」と定められています¹⁷。すなわち、現時点では、委託元として「銀行等」以外に政令で定められた者は存在せず、資金決済法上の「銀行等」が、そのまま改正後資金決済法第2条第18項における委託元たる「金融機関等」を意味することになります(以下「金融機関等」と統一して用います。)

この点、WG 報告書では「銀行等(預金取扱等金融機関・資金移動業者、以下第1章において同じ)」(なお下線部は筆者らによるものです。)と定義されていたため、資金移動業者も、委託元となる金融機関等に含まれるのではないかと想定されていました。もっとも、上記の資金決済法上の「銀行等」に含まれる主体は、改正後資金決済法第2条第29項の各号(現行法第2条第17項各号)に列挙されているところ、資金移動業者はその中に含まれていないため、為替取引分析業に係る委託元たる「金融機関等」でもないこととなります。

(3) 為替取引分析業の該当性に関する判断基準

監督指針案によれば、情報システム等を用いて為替取引分析業務が行われる場合において、事業者が当該情報システム等を金融機関等に販売するにとどまる場合又は当該情報システム等を保有せず、金融機関等に対し当該情報システム等の運用も保守も行わない場合、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当しないとされています¹⁸。すなわち、単に為替取引分析業務に関するシステムを受託開発し販売するのみで、その後、金融機関等が同システムを用い、自ら、分析業務を行うとともに同システムの運用・保守まで行うのであれば、為替取引分析業に該当しないことが明確になっています。

一方で、監督指針案では、例えば、事業者が、自らが保有し又は運用若しくは保守を行う情報システム等を用いて為替取引分析業務を行う場合、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当し得るものの、これを委託元金融機関等の行う為替取引分析業務と明快に切り分けることが困難な場合があると前置きした上で、この場合において、当該事業者が単に情報システム等の運用等を行っているにとどまるのか、それとも為替取引分析業を行っているのかについては、次の①から④までの各事情を総合的に勘案して、金融機関等の為替取引分析業務に対する当該事業者による関与の度合いが高いと認められる場合に、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当するものと判断するものとされています¹⁹。

- ① 一号業務又は二号業務のいずれかに係る業務において、分析に必要となる制裁対象者等リストの検討又は選定にどの程度関与しているか。
- ② 為替取引分析業務において、顧客情報や取引情報のどの項目を対象として分析を行うのかという分析の範囲や深度の検討又は決定にどの程度関与しているか。
- ③ 為替取引分析業務において、どのような手法(例えば、三号業務における分析シナリオ、取引パターン、敷居値等の設定等)で分析を行うかという分析手法の検討又は決定にどの程度関与しているか。
- ④ 為替取引分析業務の更なる実効性向上に向けた①から③までについての改善策や新たな技術の導入の検討又は決定にどの程度関与しているか。

かかる監督指針案の判断基準は「関与の度合い」の評価に関する規範的なものであり、個別具体的に判断するほかありませんが、為替取引分析業たりうるには、少なくとも委託元金融機関における分析等の検討や決定への一定程度以上の関与が必要であると考えられます。例えば SaaS サービスとして分析結果を提供するのみであって、委託元金融機関の分析等の検討や決定への関与の度合いが高くないと評価できるときには、為替取引分析業に該当しない場合もありうるものと思われれます。

¹⁶ 犯収法施行規則第27条に定める方法による確認も想定されていると考えられます。

¹⁷ 政令案第2条。また、政令案第1条で「銀行等」は資金決済法第2条に規定する銀行等を指すとされています。

¹⁸ 監督指針案90頁。

¹⁹ 監督指針案90頁。

4. 業規制

(1) 許可の要否

為替取引分析業を行うには、主務大臣の許可を受けることが必要となります²⁰。その例外として、その業務の規模及び態様が、当該業務に係る金融機関等(その行う為替取引に関し、為替取引分析業を行う者に第 2 条第 18 項各号に掲げる行為のいずれかに係る業務...を委託する者に限る。)の数その他の事項を勘案して主務省令で定める場合には、許可は不要とされています²¹。

命令案及び監督指針案で、許可が不要となるいくつかの適用除外要件が定められましたが²²、とりわけ、命令案第 2 条第 1 号に関する適用除外要件が重要と思われます。すなわち、委託元の金融機関等(ここでは、当該金融機関等が行う為替取引に関し、為替取引分析業を行う者に為替取引分析業を委託する者に限り、命令案第 2 条第 2 号イからへまでに定める金融機関等を除く)の数が、当該業務の開始の日において 20 以下であり、かつ、同日後においても 20 を超えることとならない場合が挙げられています。監督指針案では、同号の適用除外要件に係る委託元金融機関等の数は、改正後資金決済法第 2 条第 18 項に規定する銀行等その他の政令で定める者の数(法人格ベース)で計算するものとされており、また、同号の要件該当性についてもケースごとに詳細な言及がされています²³。

(2) 参入要件

為替取引分析業者が参入しようとする場合には、所定の事項を記載した許可申請書を、業務方法書を添付した上で主務大臣に対し提出する必要があります²⁴。これを受けて主務大臣は、【図表 2】のような許可基準に適合するか審査することになります²⁵。

また、上記許可基準に加え、欠格事由も規定され、株式会社又は一般社団法人であること等が求められています。このうち株式会社の場合には、取締役会及び監査役会、監査等委員会又は指名委員会等を置くことが求められている点に留意が必要です²⁶。

【図 2】

改正後資金決済法第 63 条の 25 第 1 項各号の区分	許可基準の内容	命令案における具体化
一号	定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。	-
二号	為替取引分析業を健全に遂行するに足る 主務省令で定める基準に適合する財産的基礎 を有し、かつ、為替取引分析業に係る収支の見込みが良好であること。	① 資本金又は基金の額が 1 億円以上であること。 ② 純資産額が 1 億円以上であること。

²⁰ 改正後資金決済法第 63 条の 23 本文。

²¹ 改正後資金決済法第 63 条の 23 但書。

²² 命令案第 2 条各号。

²³ 監督指針案 91 頁及び 92 頁。

²⁴ 改正後資金決済法第 63 条の 24 第 1 項各号、命令案第 4 条各号。

²⁵ 改正後資金決済法第 63 条の 25 第 1 項各号。命令案第 6 条各号。

²⁶ 改正後資金決済法第 63 条の 25 第 2 項各号。

三号	その人的構成に照らして、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。	-
----	---	---

(出所)改正後資金決済法・命令案をもとに筆者ら作成

さらに、以上の参入要件が設けられているため、為替取引分析業者は、為替取引分析業者の全部又は一部を、他の為替取引分析業者以外の者に委託をしてはならず、原則として再委託が禁止されています²⁷。仮に委託をする場合には、主務省令の定めるところにより、委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じるものとされています²⁸。

(3) 兼業規制

ア 概論

為替取引分析業者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務(為替取引分析業に関連する業務として主務省令で定める業務)以外の、他の業務を兼業することが禁止されています²⁹。

その例外として、当該為替取引分析業者が為替取引分析業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、主務省令で定めるところにより主務大臣の承認を受けたときは、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務でない他業であっても兼業が可能とされています³⁰。

イ 為替取引分析関連業務

為替取引分析業を行う同一の法人内でどこまでそれと異なる事業を行うことができるかを決定する上で、為替取引分析関連業務の概念が重要となります。為替取引分析関連業務の内容は、命令案及び監督指針案で【図表 3】の各業務と定められています³¹。

なお、金融機関等からの委託を受けて為替取引分析関連業務のみを行う場合であれば、為替取引分析業の許可を要しないと考えられます³²。例えば、上記 3(2)のとおり資金移動業者から委託を受ける場合(命令案第 8 条第 5 号)や、暗号資産交換業者や改正後資金決済法で新設される電子決済等取引業者から、暗号資産等の移転に関しブロックチェーン分析ツールの提供(アドレスのリスク評価等を行い、その結果を提供するもの等)の委託を受ける場合(命令案第 8 条第 5・6 号)には、為替取引分析関連業務を行っていることになりえますが、為替取引分析業を行わない限り、為替取引分析業に関する許可は要しないと考えられます。

【図 3】

命令案第 8 条各号の区分	為替取引分析関連業務として想定される具体的な内容	監督指針案における具体例
---------------	--------------------------	--------------

²⁷ 改正後資金決済法第 63 条の 28 第 1 項。

²⁸ 改正後資金決済法第 63 条の 28 第 2 項。命令案第 11 条各号。

²⁹ 改正後資金決済法第 63 条の 27 第 1 項本文。

³⁰ 改正後資金決済法第 63 条の 27 第 1 項但書。

³¹ 命令案第 8 条各号、監督指針案Ⅲ-3-9 の 86 頁から 88 頁まで。

³² 改正後資金決済法第 63 条の 23 では、為替取引分析業と為替取引分析業務は区分された上で、同条本文では、「為替取引分析業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行ってはならない」とされています(なお下線部は筆者らによるものです。)

命令案第 8 条第 1 号に掲げる業務	イ) 為替取引分析業若しくはこれに関連する業務又はこれらに関連する事務に用いられる情報システム等(情報システム又はこれを構成する施設、設備、機器、装置若しくはプログラムをいう。以下同じ。)の全部又は一部の設計、開発、運用、保守又は提供を行う業務 ³³	-
	ロ) AML/CFT に関する研修、調査、研究又は相談を行う業務 ³⁴	-
	ハ) 為替取引分析業又はこれに関連する業務に必要な制裁対象者等に関する情報の全部又は一部の取得又は提供を行う業務 ³⁵	-
	その他の為替取引分析業に附帯する業務 ³⁶	・ 犯収法第 8 条第 3 項に規定する疑わしい取引の届出に係る届出書又は電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の作成事務の代行。
命令案第 8 条第 2 号に掲げる業務	金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、当該為替取引が制裁対象者等に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知する業務(なお、一号業務及び二号業務に係るものを除く)	・ 制裁対象者等リストであって改正後資金決済法第 2 条第 18 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為のいずれかに係る業務において用いられるリスト以外のもの(例えば、EU や米国 OFAC 等の外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関により指定され、公告され又は公表されている制裁対象者等に係るリストが該当する。)を用いて、いわゆる取引のフィルタリングを行うこと。
命令案第 8 条第 3 号に掲げる業務	金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、当該為替取引が犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する犯罪利用預金口座等その他これに類するものに係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知する業務	・ 金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、警察・暴力追放運動推進センター又は全国銀行協会が作成し金融機関等に提供する各種リストを用いて、いわゆる取引のフィルタリングを行うこと。

³³ 命令案第 8 条第 1 号イ。

³⁴ 命令案第 8 条第 1 号ロ。

³⁵ 命令案第 8 条第 1 号ハ。

³⁶ 命令案第 8 条第 1 号本文。

<p>命令案第 8 条第 4 号に掲げる業務</p>	<p>金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に類する機能を有する取引その他の取引に関し、為替取引分析業と併せて行うことが当該為替取引分析業の効率的かつ効果的な実施に資する業務であって、為替取引分析業務に相当するもの又は前二号に掲げる業務に相当するものを行う業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等の委託を受けて、預貯金口座の開設時、制裁対象者等リスト若しくは警察・暴力追放運動推進センター又は全国銀行協会が作成し金融機関等に提供する各種リストの更新時又は自己宛小切手の振出時において、いわゆる取引のフィルタリングを行うこと。 金融機関等の委託を受けて、預貯金口座における資金移動(入出金)や為替取引と類似の送金機能を有する自己宛小切手の振出について、いわゆる取引のモニタリングを行うこと。
<p>命令案第 8 条第 5 号に掲げる業務</p>	<p>資金移動業者、特定信託会社、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者³⁷、信用金庫電子決済等取扱業者³⁸、信用協同組合電子決済等取扱業者³⁹の委託を受けて、これらの者の行う業務に係る取引に関し、為替取引分析業務に相当するもの又は第 2 号若しくは第 3 号に掲げる業務に相当するものを行う業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、資金移動業者の場合には、資金移動業に係る取引である為替取引に関し、いわゆる取引のフィルタリングやモニタリングを行うことや、資金移動業のアカウント開設時又は制裁対象者等リストの更新時において、いわゆる取引のフィルタリングを行うことのほか、資金移動業のアカウントにおける資金移動(入出金)について、いわゆる取引のモニタリングを行うこと。 他方で、命令案第 8 条第 5 号に規定する者が行う本業(資金移動業者における資金移動業のように、これらの者それぞれの本源的業務をいう。)以外の業務に係るいわゆる取引のフィルタリングやモニタリングを行うことは、命令案第 8 条第 5 号に掲げる業務に該当しない。
<p>命令案第 8 条第 6 号に掲げる業務</p>	<p>金融機関等以外の者(前号に規定する者を除く。)の委託を受けて、当該金融機関等以外の者の行う業務に係る取引に関し、改正後資金決済法第 2 条第 18 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる行為に係る業務に相当するもの又は第 2 号に掲げる業務に相当するものを行う業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社やクレジットカード会社、暗号資産交換業者や一般企業といった、金融機関等以外の者に対して、制裁対象者等リストを用いたいわゆる取引のフィルタリングを行うこと。

(出所)命令・監督指針案をもとに筆者ら作成

ウ 他業の内容及び承認

上述のとおり、為替取引分析業者は、主務官庁の承認を受けて他業を行うことができますが、その場合、為替取引分析業の適

³⁷ 銀行法第 2 条第 18 項。

³⁸ 信用金庫法第 85 条の 3 の 2 第 1 項。

³⁹ 協同組合による金融事業に関する法律第 6 条の 4 の 4 第 1 項。

正かつ確実に行うにつき支障を生じるおそれがないことが求められています⁴⁰。

もともと、監督指針案等では、為替取引分析業が他業の承認を得るにあたって、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務の種類との関連性が必要なのか等、具体的な基準について言及がある訳ではありません。今後個別具体的に判断されると思いますが、どのような業態・条件であれば承認を受けられるのか、実務上の運用も注目されます。

(4) 個人情報の取扱いに係る体制整備等

為替取引分析業者は、金融機関等が利用者から取得した「顧客情報」や「取引情報」等の個人情報を含む多くの情報を取り扱う特性に鑑みて、為替取引分析業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に関する事項を業務方法書において定めることその他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じる必要があるとされています⁴¹。これを受け、命令案では、個人情報保護法の上乗せとして、【図表 4】のような具体的な規律が設けられています。

【図 4】

No	項目	命令案で具体化された措置
1	為替取引分析業に係る情報システム等の安全管理措置 ⁴²	為替取引分析業者は、その業務内容及び方法に応じ、為替取引分析業に係る情報システム等の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。
2	取り扱う情報の安全管理措置等 ⁴³	為替取引分析業者は、為替取引分析業において取り扱う情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱の委託をする場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
3	情報の漏えい等の報告 ⁴⁴	為替取引分析業者は、為替取引分析業において取り扱う情報の漏えい、滅失又は毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官及び財務大臣に速やかに報告することその他適切な措置を講じなければならない。
4	特別の非公開情報の取扱い ⁴⁵	為替取引分析業者は、為替取引分析業者が取り扱う個人である利用者その他の者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

⁴⁰ 改正後資金決済法第 63 条の 27 条第 1 項但書。また、改正後資金決済法第 63 条の 29 第 2 項第 5 号で、業務方法書の記載事項とされています。

⁴¹ 改正後資金決済法第 63 条の 30。

⁴² 命令案第 13 条。

⁴³ 命令案第 14 条。

⁴⁴ 命令案第 15 条。

⁴⁵ 命令案第 16 条。

5	<p>為替取引分析業の委託を受けることを内容とする契約に定めなければならない事項⁴⁶</p>	<p>為替取引分析業者は、金融機関等から為替取引分析業務の委託を受けることを内容とする契約を締結する場合には、当該契約に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該為替取引分析業者が取り扱う情報の適正な取扱い ✓ 安全管理のために当該為替取引分析業者が行う措置 ✓ 当該為替取引分析業者が当該措置を行わないときに当該金融機関等が行うことができる措置に関する事項 <p>を定めなければならない。</p>
6	<p>社内規則等⁴⁷</p>	<p>為替取引分析業者は、その業務の内容及び方法に応じ、為替取引分析業に係る情報の適切な管理に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。</p>

(出所)命令案をもとに筆者ら作成


以上のほか、改正後資金決済法では、為替取引分析業者の取締役等は、為替取引分析業又は為替取引分析関連業務に関して知り得た秘密について、秘密保持義務等を課されています⁴⁸。また、為替取引分析業者の取締役等は、為替取引分析業又は為替取引分析関連業務に関して知り得た情報について、為替取引分析業又は為替取引分析関連業務の用に供する目的以外に利用してはならないとされ、目的外利用も禁じられています⁴⁹。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁴⁶ 命令案第 17 条。

⁴⁷ 命令案第 18 条。

⁴⁸ 改正後資金決済法第 63 条の 31 第 1 項。

⁴⁹ 改正後資金決済法第 63 条の 31 第 2 項。